

令和7年度

大阪府内産木材を 活用した民間施設の 木質空間整備を支援

補助対象経費
の1/2 以内
上限
3,000万円
を補助



民間施設における木質空間整備事業

多くの人の目に触れる民間事業者が所有・管理する施設における
大阪府内産木材の利用を支援します。

支援内容

詳細は裏面または
Web サイトを
ご確認ください。

-  **対象事業** 大阪府内産木材を使った建築物の木造化や内外装の木質化、木製じゅう器類による『木質空間』の整備
-  **対象施設** 大阪府内の商業施設や駅舎等、多くの府民の目に触れる民間事業者が所有・管理する施設
-  **補助金額** 木質空間の整備に係る経費の2分の1以内
補助金の上限 3,000 万円（下限500万円）

※本事業は、森林環境譲与税を活用して実施しています



民間施設における木質空間整備事業



✓ 対象事業

大阪府内産木材を使った建築物の木造化や内外装の木質化、木製じゅう器類による『木質空間』の整備

✓ 対象施設

大阪府内の多くの府民の目に触れる施設で、利用者が特定の団体や契約会員等のみに限定されない施設

(詳しくは、公募要項をご覧ください。)

✓ 事業案内HP

https://www.pref.osaka.lg.jp/midori/jyoyo_zei/mokushitsuka_hojyo.html

✓ 補助条件

右記 ア～キ の条件をすべて満たしてください

ア 大阪府内産木材を建築物の構造、床・壁・天井等の内外装、木製じゅう器等で、合計7㎡以上使用すること。

イ 大阪府内産木材を木質空間の整備区域の面積100㎡あたり1.2㎡以上使用すること。

ウ 大阪府内産木材を現しで、100㎡以上(見えがかり部分の投影面積)使用すること。

エ 耐火性、耐久性及び安全性等の観点から木材が適切に使用されていること。

オ 大阪府内産木材を使用していることや木材利用の必要性などを、施設利用者に対しPRする明示看板を設置すること。

カ 補助対象経費について、他の補助事業との重複がないこと。

キ 事業完了後の維持管理体制が確実に見込まれること。

✓ 事業の特色

- すでに全体または一部について契約を締結している場合や、着工している場合でも、補助金交付が認められる場合もありますので、ご相談ください。
- 大阪府内産木材を利用することで、大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく報告書の重点対策項目・CO2排出量削減実績に算入できます。

✓ 事業者決定までの流れ (予定)

①事業申請

事業計画書及び付属資料を提出いただきます。

5月30日まで

②審査

プレゼンテーションにより事業計画を説明いただき、可否を決定します。

6月上旬

事業者決定

6月中旬

③事業着手

原則、交付決定後に、着手する必要があります。

6月下旬

④事業完了

事業の完了後に、大阪府による検査を受けていただきます。

原則、令和8年3月25日まで



【問合せ先】 大阪府環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 森林支援グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16

TEL 06-6210-9556 (直通)

FAX 06-6210-9551

E-mail midorikankyo-g10@sbox.pref.osaka.lg.jp



大阪府